

事業主（給与支払者）の皆さまへ
広島県と県内全 23 市町からの重要なお知らせです。

2020 年度から個人住民税が 原則 すべて 特別徴収となります。

広島県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等を確保し、納税忘れなどを防ぐため、全 23 市町で 2020 年度から、従業員（※）の方の個人住民税は原則すべて特別徴収となります。事業主の皆さまによる特別徴収は法律上の義務ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
※従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。

現在、給与から特別徴収されている方は、これまでの取り扱いから変更はありません。

制度の内容や手続きなどの詳細は



広島県 個人住民税特別徴収

検索



【この広告に関するお問い合わせ】広島県総務局 税務課 ☎082-513-2329



広島県・県内全 23 市町